

[事案 2023-103] 契約内容変更請求

・令和6年2月8日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、入院一時金保障等の付加を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年8月に契約した総合医療保険等（契約①）の医療保障特約について、医療保障変更という手続によって、令和3年10月に総合医療一時金保険（契約②）を契約していたが、以下等の理由により、契約②に入院一時金の保障と保険料払込免除特約を付加してほしい。

- (1) 契約①について、募集人に対して、他の既契約（申立外契約）と同様に、入院給付金を日額ではなく一時金のタイプとし、保険料払込免除特約を付加する内容に変更するよう伝えしたが、実際には、契約①の医療保障が消滅し、契約②が締結され、契約②の入院保障は日額タイプで、保険料払込免除特約は付加されていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、医療保障変更手続に際し、おすすめプランのご案内、設計書、注意喚起情報を用いて、新たな契約が締結されること、医療保障が消滅すること等も含め、変更内容を説明している。
- (2) 契約②に保険料払込免除特約が付加されないことについても、設計書、注意喚起情報、おすすめプランのご案内の各所に記載されており、募集人はこれらの資料を用いて説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集に関する経緯等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。